

きくち

けんたろう

2017(平成29年)1月



新たな視力・感覚・発想で、 課題山積の年に 立ち向かう!

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、清々しい希望に満ちた新年を迎えられた事とお慶び申し上げます。

また、常日頃より、格別のご指導ご高配を賜り、厚く感謝申し上げますとともに、年頭にあたり、謹んで新春のご挨拶申し上げます。

昨年は、北海道新幹線開業による観光振興への期待が高まりました。また、念願の日本ジオパークに認定され、新たな下北地域の観光インパクトを高めることとなり、下北地域の持ち味を大きく前進させた一年であったように思います。

しかし、自然災害の恐怖におびえた年であったとも言えます。4月の熊本地震、10月の鳥取地震、そして、11月の津波の恐怖が走った福島県沖地震は、下北の太平洋沿岸やむつ市でも津波注意報が発令されました。災害に対する備えは、決して疎かには出来ないものだと感じました。

このような中で、昨年は、一般質問、決算特別委員会、原子力・エネルギー対策特別委員会において、短命県返上がん死亡率改善、防災対策の強化、下北半島縦断道路の取組状況、原子力施設の安全対策と地域振興などについて質問をしましたので、本紙面において報告させていただきます。

特に、がん死亡率の改善に向けて県議会全会派の議員が参加して行われた「がん対策条例ワーキンググループ」では、座長として意見集約し、11月の定例県議会に議員提案をし、可決されたことが、短命県返上にまた一歩前進したものだと考えております。この条例により、全国ワーストのがん死亡率が改善されていくことを、心より期待するものであります。

さて、平成29年明け、アメリカとの関係が新たな局面に向かうことが予想されるなど、課題山積の年になりそうでもあります。それもまた世界規模の変化であり、大気の流れのようなものだとすれば、それに立ち向かい、乗り越えるための視力・感覚・発想を持ち、皆様と手を携えて地域の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、これまで同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様にとって幸せ多き年となりますように念願し、併せて、ご健勝ご多幸をお祈り申し上げます。新年の挨拶と致します。

平成29年1月吉日

青森県議会議員 菊池憲太郎

2016.10.7

原子力・エネルギー対策特別委員会 質疑



要旨

平成28年10月7日(金)、原子力・エネルギー対策特別委員会で質疑に立った。通算4回目の質問である。東日本大震災から5年後の今日でも、東通原発の運転停止、大間原発の工事中断など、地域経済に大きな影響を及ぼす原子力施設の今後の進捗について質問した。特に、地域振興策については具体的な国の対策を求めた。その他、東通原子力発電所について、防災対策、避難計画の考え方、大間原子力発電所について、リサイクル燃料備蓄センターについて及びエネルギー政策について質した。

【答弁者】

資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課長	覚道 崇文
電気事業連合会 専務理事	小野田 聡
原子力規制庁 地域原子力規制総括調査官	前川 之則
東北電力株式会社 取締役副社長	坂本 光弘
東北電力株式会社 原子力部長	加藤 功
電源開発株式会社 代表取締役副社長	永島 順次

質問 「地域振興対策」



本年2月に原子力施設の立地4市町村長が、経済産業大臣に対し、立地地域への支援を要請したが、国は具体的にどのように対応しているのか！

「原子力発電立地地域基盤整備支援事業委託費」という予算で対応。来年度概算要求4.8億円。立地地域に与える影響を緩和するため、委託業務を通じて、立地地域の経済・雇用の基盤強化につながるような産業創出等の地域振興に取り組む。引き続き、青森県及び立地4町村からの要望をしっかりと受け止め、立地電源対策等の充実に取り組みたい考えだ。



電力業界としても、県内の立地地域の産業経済の活性化について何らかの協力をしていくべきと考えるが見解は！

青森県の皆様には、私ども事業者が地域振興に貢献することを前提として、原子力発電並びに原子燃料サイクル事業を進めることに協力いただいていると認識しているので、産業・経済の活性化につながるできる限りの支援をする所存だ。



国は適合性確認が得られた原子力発電所であっても、裁判所が運転差し止めを行っている状況をどのように考えているのか！

政府としては、今後とも原発の重要性や安全対策、防災対策などについて、立地自治体は勿論のこと関係者の理解、国民的な理解について、しっかりと得られるように引き続き説明をしたいと考えている。

質問

「東通原子力発電所について」



原子力規制委員会の審査において、PWR型と比較してBWR型の原子力発電所の審査が遅れている理由は！

適合性審査の申請において、BWRプラントがPWRプラントよりも後になったというのが遅れている一因と考えている。また、対策の検討や先行プラントの審査結果の反映などで、事業者がいろいろ対応することから差が生じていると理解している。地震・津波関係では、並行して審査を進めているが、活断層評価等の妥当性を判断するには十分でない場合もあることから、事業者による追加調査もあり、このような対応で進捗に差が出ていると理解している。



審査が進んでいない理由と今後の審査の見通しについて！

現在、BWRプラント審査については、一定の進捗があった、例えば柏崎刈羽6・7号、島根2号、女川2号、浜岡4号に加えて、比較的地震・津波に対する審査が進んでいる東海第2について集中的に力を入れて審査を進めている。東通については、このような先行プラントの事業者ヒアリングにも同席いただき、ヒアリングにおいてどのような議論がなされているのか、把握していただく等により、今後の審査を効率的に進めていくという方向で対応している。



敷地内断層について、国はどのように評価しているのか！

有識者会合による敷地内破砕帯の評価結果を重要な知見の一つとして参考にしつつ、審査を進めることとしている。また、事業者の追加調査結果も現在行われており、これらも踏まえて審査している段階である。



工事の完了時期を延期する見通しであるとの報道がなされているが、その事実関係について！

安全対策工事については、先行プラントを含めた審査での議論なども踏まえ、安全性向上の観点から重要と判断したものについて、適宜設計に反映しながら着実に進めているところだ。一方、適合性審査については、課題となっている敷地内断層への対応など、更に一定の期間を要すると考えている。このため、残りの期間を考慮すると平成29年4月の安全対策工事の完了は、スケジュール的に難しい状況にある。



東北電力(株)は適合性審査の進捗状況について、東通原子力発電所より女川原子力発電所の進捗状況が早いとしているようだが、今後の見通しについて！

地震・津波関係については、敷地内活断層の活動性の評価が課題となっている。現在は、昨年11月と本年4月の審査会合でいただいたコメントを踏まえて、データを更に拡充し、説明性を向上させるため追加調査を行っている。

プラント設備関係の審査では、原子力規制委員会の方針により、現在審査が行われている、プラントの審査状況を注視し、審査資料に反映するなど、今後の審査が効率的にすすむように必要な準備をしている。



「防災対策」



東北電力(株)と東京電力(株)の東通原子力発電所は、敷地が近接しており、防災対策等について、更なる連携を図る必要があると思うが、東北電力株式会社の見解は！

弊社を含めた国内の原子力事業者12社は、原子力災害時における住民の避難支援等を目的に事業者間協力協定を締結している。また、青森県原子力安全対策検証委員会での提言を踏まえ、青森県内5事業者による協力協定を締結しており、技術支援や情報交換など原子力災害への対応能力向上に向けて相互協力を図ってきている。



東北電力株式会社では、原子力防災への取り組みについて、「避難計画の充実化に向けた支援協力」を掲げているが、具体的にどのような取組を行うのか！

事業者間で連携を図りながら、モニタリングや避難退域時の検査に必要な資機材や対応要員の支援を行うこととしている。更に、放射線防護、避難手段、避難所などの様々な観点から最大級の支援を行って参りたいと考えている。



「大間原子力発電所について」



国は、核燃料サイクル政策における大間原子力発電所の位置づけについて、どのようにかんがえているのか！

我が国は、核燃料サイクルの推進を基本的な方針としている。核燃料サイクルとしては、プルサーマルの実施を通じた軽水炉サイクルを実現していくことが重要。こうした中で、全炉心でMOX燃料による発電を目指す大間原発は、核燃料サイクル政策上の観点からも重要な原子炉の一つであると認識している。



使用済MOX燃料の再処理について、国はどのように考えているのか！

プルサーマルにより発生する使用済MOX燃料は、六ヶ所の再処理工場で行うことは予定していない。当面は、それぞれの原子力発電所で法令に従い安全に保管するということになる。その上で、使用済MOX燃料の処理の方法、方策は、今後のプルサーマルの実施状況や使用済MOX燃料の実際の発生状況、その保管状況、再処理技術の動向などを踏まえて検討していくべきと考えている。



「工程延期」



大間原子力発電所の適合性審査が進んでいない理由と今後の見通しについて！

大間原子力発電所は、平成26年12月16日に設置変更許可申請等がなされている。この時期は、若干その他のものに比べて遅かったというのも遅れの一つの要因かと考えている。地震・津波関係の審査についても、事業者の準備が整った敷地内、敷地周辺の活断層評価から審査を進めている。事業者が実施した追加調査結果を踏まえた検討結果について、今後、事業者の準備が整い次第、審査会合の場で説明を受け、議論していく予定である。



「大間原子力発電所の適合性審査」



田中委員長は、フルMOX炉心である大間原発の適合性審査について、慎重に行う必要があると発言しているが、他のプルサーマルと比べ、具体的にどのような違いがあるのか！

ウラン燃料と比較して、MOX燃料はペレットの融点、融けだす温度がプルトニウム含有率の増加に伴い低下していくという点がある。また、プルトニウムがウランに比べて核分裂に寄与する中性子が、これを吸収しやすい等の特徴がある。このような特性を踏まえ、新規基準の要求を満たしているのかどうかを慎重に審査を進めていくということになると思う。

質問 「リサイクル燃料備蓄センターについて」



Q リサイクル燃料備蓄センターの適合性審査の状況と、今後の審査の見通しについて！

プラント関係の審査は、概ね終了している。地震・津波関係は、地震動評価の前提となる敷地周辺の活断層評価を中心に現地調査を行っているところである。今後、現地調査での指摘に対する回答を含め、事業者の準備が整い次第、審査会合の場で議論することになるかと理解している。

Q リサイクル燃料備蓄センターに係る基準地震動の評価についてどのように考えているのか！

リサイクル燃料貯蔵施設は、立地条件を考慮して、東北地方太平洋沖地震のようなプレート境界で起こる地震や、内陸の活断層で発生する地震などを評価する必要がある。内陸地震の震源として考慮する活断層か否か、敷地周辺の断層の滑動性について事業者の説明を受けている。

2016.10.18

平成27年度決算特別委員会 質疑

要旨

平成28年10月18日(火)平成27年度決算特別委員会において質問を行った。決算特別委員会は二回目となる。質問項目は、平成27年度主要施策成果説明書から、むつ下北地域に係る事業を抽出した。今回は、地域産業の基盤である水産、畜産、観光について質した。また、海洋エネルギーやがん検診受診率アップなど、生活と健康についても県の見解を質した。

県議会決算特別委員会は18日、平成27年度の各会計決算を賛成多数で認定した。次期定例議会で報告され、採決の上、最終的に認定される。



質問 さけ・ます種苗放流事業の取組について



(答弁) 油川農林水産部長

Q ア) 下北地域における最近のサクラマス漁獲状況は！

年間漁獲数量と漁獲金額は、最近10年間（H18～H27）で、年によって変動はあるものの、平均すると180トン、1億6,800万円となっており、県全体の約6割のシェアを占めている

また、他の魚種の漁獲量が少ない2月から3月までが盛漁期であること、平均単価が1,000円前後と比較的高値で取引されていることから、下北地域において重要な魚種となっている。

Q イ) 下北地域のサクラマス漁獲量の増加に向けた取組内容とその成果は！

東通村の老部川とむつ市の川内川にあるふ化場で生産された幼魚を、毎年それぞれ10万尾ずつ買い上げて放流している。

また、両河川では、県内水面漁業調整規則において、サクラマスの採捕を禁止し、産卵新魚の保護などに努めている。

サクラマスは、放流魚と天然魚と一緒に漁獲されるため、それぞれの漁獲量は把握できないが、両河川に戻ってきたサクラマスのうち放流魚の占める割合50%以上となっていることから、これらの取組が下北地域の漁獲量の維持・増大に寄与しているものと考えている。

28.8.24 農林水産委員会 県内調査同行



美付ファーム
肉用牛の繁殖経営



株式会社北彩屋
海峽サーモンの加工・販売

質問

てっぺん下北畜産若手連携支援事業の取組について



(答弁) 油川農林水産部長

Q ア) てっぺん下北畜産若手連携支援事業の内容とその成果は！

本事業は、下北地域の畜産を活性化するため、若手畜産農家の交流や生産技術の向上を図るために、

平成26年度から2年間実施した。

具体的には、酪農や肉用牛生産に携わる地域の若手農業者16人がネットワークを組んで行った、他管内の中核的な畜産農家との交流や、牛の見分け方などの勉強会、コスト削減につながる稲ホールクロープサイレージの品質調査等を支援した。

その結果、若手畜産農家の間で、牛の飼育管理や飼料生産等の技術の向上が図られたことに加え、このうちの1名の肉用牛繁殖農家が、経営改善に向けた課題解決方法を競う全国大会において最優秀賞を受賞した。



イ) 県は、下北地域の酪農及び肉用牛の振興にどのように取り組んでいるのか！

下北地域における酪農及び肉用牛の振興を図るため、3つの主要な取組として、担い手や労働力の確保に向けた「人」づくり、飼育頭数の減少に対応した「牛」の確保、飼料費の低減や安定供給のための「飼料」づくりを進めている。

「人」づくりとしては、就農希望者の県産業技術センター畜産研究所等における実技研修や、農業高校生等を対象とした先進施設の見学授業などを実施している。

「牛」の確保としては、肉用繁殖雌牛の増頭に向けて、繁殖管理台帳を活用した効率的な子牛生産の指導や、繁殖雌牛の導入に対する支援を行っている。

「飼料」づくりとしては、良質な自給飼料を確保するため、土づくりによるミネラル分が豊富な牧草生産や、飼料費を低減するための稲ホールクロープサイレージの利用拡大などに取り組んでいる。

質問

青森ライフィノベーション戦略ステップアップ推進事業の取組について



(答弁) 葛西商工労働部長



青森ライフィノベーション戦略に基づく取組の実施状況と成果は！

平成23年度に策定した「青森ライフィノベーション戦略」に基づき、医工連携、サービス、プロダクトの3つを重点分野として、ライフ関連産業の振興を図ってきた。

医工連携分野では、医療現場と県内ものづくり企業とのマッチングによる連携促進等に取り組み、平成26年度時点の参入企業数が80社となり、平成23年度と比較して38社増加。

サービス分野では、弘前大学を中心として進められている健康寿命増進のための研究開発プロジェクト「弘前大学COI」との連携を図り、ヘルスケアサービスビジネスの開発拠点が創出。

プロダクト分野では、プロテオグリカンの機能性に関する応用研究や商品開発の支援に取り組み、関連商品

の累計製造出荷額が飛躍的に増加している。

今年3月、「青森ライフィノベーション戦略セカンドステージ」を策定し、県内企業による外貨獲得の一層の強化を図ることを基本方針として、ライフ関連産業の一層の振興を図っていく。

質問

台湾かさまい下北推進事業の取組について



(答弁) 高坂観光国際戦略局長



ア) 台湾かさまい下北推進事業の取組内容は！

下北地域県民局では、函館を訪れる台湾からの観光客を、大函丸を利用して下北地域を訪問していただくため、地域内の観光事業者を対象に、台湾からの観光客を受け入れる際の留意点などに関する勉強会や、台湾の方々に喜ばれるおもてなしをテーマとするフォーラムを開催したほか、受入環境の改善のため、繁体字による下北地域の観光パンフレットを作成した。

また、観光国際戦略局と下北地域県民局が連携して、台湾のエバー航空と復興航空のキーエージェントを招聘し、大間崎や仏ヶ浦など、下北地域ならではの観光コンテンツの視察を行った。



イ) これまでの取組の成果を踏まえ、台湾人観光客の下北への誘致に向けて、県はどのように取り組んでいくのか！

台湾人の情報収集源となるインターネットやSNSを活用した情報発信や現地メディアの招聘等を行うとともに、地元市町村や事業者と連携しながら、現地旅行会社への実務レベルのセールス活動や、現地商談会への参加を実施するなど、旅行商品の造成促進と認知度の向上に向け、効果的な取組を進めることとしている。

また、台湾人観光客のニーズに対応した体験型観光コンテンツの開発や、外国人観光客を受け入れるための地元観光ガイドの育成を実施するなど、台湾人観光客の満足度向上と受入環境の整備を図る事としている。



ウ) 下北地域への外国人観光客の誘致を促進する上で、台湾以外の地域に対する取組も重要と考えるが、県の見解は！

県では、韓国、台湾、香港及び中国を重点地域としているほか、本県と気候風土が異なり経済水準が高いオーストラリアや、今後成長が見込まれる東南アジアをターゲットとしている。

近年、函館市を訪問する外国人観光客数は、中国に加え、シンガポールやタイ等の東南アジアからも増加しており、台湾以外の地域からの誘客可能性も高まっている。

このため、外国人観光客のニーズに対応した体験型観光コンテンツの開発や磨き上げをするとともに、外国

人観光客の個人旅行化に対応し、公共交通機関等を利用しながら、下北地域を周遊するおすすめルートの構築、下北半島レンタカー旅行の取材、東アジア・東南アジア向けの多言語による旅行ガイドブックの制作など、下北地域への誘客に取り組んでいるところである。

質問

観光客誘客推進パワーアップ事業の取組について



(答弁) 高坂観光国際戦略局長



ア) 観光客誘客推進パワーアップ事業では、旅行エージェントに対して、どのような取組を行ってきたのか！

観光客誘客推進パワーアップ事業は、県外から本県への誘客を図るため、大都市圏の旅行エージェントに対して、職員が直接足を運び、観光情報の提供や旅行商品造成の働きかけを行った外、担当者を本県に招き、実際に現地を見ていただく視察会等を実施した。

具体的には、東京、名古屋、大阪、福岡及び仙台の旅行エージェント延べ120社を訪問。また、首都圏や関西圏から延べ11社の担当者を招待し、現地視察を実施した。

更に、本県の観光情報を旅行エージェントが企画する旅行商品のパンフレット等に掲載してもらう取組も重層的に行う事で、旅行エージェントへの働きかけを強力に行ってきた。



イ) 北海道新幹線開業に向けて下北地域への誘客推進にどのように取り組んできたのか！

下北地域は、フェリーで函館とつながる地域であり、北海道新幹線開業後の青函周遊ルートでは、海の玄関口として重要性がますます高まることから、旅行エージェントに対しては、特に積極的に情報発信をしてきた。

このため、大間の街歩きなどの地元ならではの観光ガイドや体験メニューのほか、風間浦鮫鯨や安渡館といった下北地域の食や施設等、魅力ある観光情報とともに、これらを組み入れた大間・函館間のフェリーを利用した具体の周遊ルートを提案するなど、きめ細かい情報提供を行ってきた。

さらに、本事業のみならず、県等が実施した様々なプロモーションの場面でも、青函周遊観光ルートを紹介していく中で、下北地域の魅力を強くPRし、誘客の更なる推進に努めてきたところである。

文教公安委員会



28.9.13~14
県内調査(東青・下北地区)

質問

市町村がん検診受診率アップ推進事業の取組について



(答弁) 一戸健康福祉部長



ア) 事業内容及び実績は！

市町村がん検診受診率アップ推進事業費補助は、市町村が健康増進法に基づき実施する胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんに係る検診について、受診者の増加に向けた取組を県が支援するもの。

具体的には、市町村が受診者数の増加に向けた取組を進め、がん検診ごとに、基準年度よりも受診者数が増加した場合、その増加分に係る検診費用の2分の1を市町村に対して補助するものであり平成27年度は、平成25年度を基準年度として実施した。

平成27年度の実績は、県内40市町村のうち24市町村から申請があり、がん検診の受診者の増加数は、胃がんでは2,441人、肺がんでは5,682人、大腸がんでは8,868人、子宮頸がんでは2,727人、乳がんでは4,773人となり、合計2,871万8千円の補助金を交付した。



イ) がん検診の受診促進に向けた県の取組の方向性は！

県では、避けられるがんによる死亡を防ぐため、症状が無い時からがん検診をしっかりと受け、がんの疑いがあれば、必ず精密検査を受けていただきたいと考えている。

そのためには、引き続きがん検診の実施主体である市町村の受診率向上に向けた取組を支援するとともに、地域がん登録データを活用して、市町村のがん検診ががんの早期発見にどう繋がっているかを分析し、地域の課題を客観的に抽出する手法等を提示して、市町村ががん検診を正しく効果的に運用するよう支援していく。

また、これまでの市町村単独での取組に加え、圏域内の市町村が連携・共同してがん検診を実施するなど、県民ががん検診を受診しやすい環境づくりに向けた取組についても検討していきたい。

併せて、働き盛り世代のがん対策として、職域でのがん検診は重要であることから、今後、県内企業が「健康経営」に取り組みやすい環境づくりを進めていく中で、職域でのがん検診の受診促進をはじめとした具体的な仕組みを検討していきたいと考えている。



28.10.26~28
県外調査(石川県金沢市、野々市市)

弘前大学医学部入学生特別対策事業の取組について



(答弁) 一戸健康福祉部長



ア) 弘前大学医師修学資金貸与制度の規定見直しについて！

県では、弘前大学医学部医学科生が安心して勉強に専念できるよう支援するとともに、県内の医師不足の解消を図ることを目的として、平成17年度に弘前大学医師修学資金制度を創設した。

この制度は、入学科と授業料、奨学金を貸与する特別枠5名、学士枠5名、入学科と授業料を貸与する一般枠20名を募集定員とし、一定期間、県内の医療機関に勤務した場合に返還を免除するもので、平成28年4月時点で、この修学資金の貸与を受けた124名の医師が、県内医療機関等で勤務している。

このうち、特別枠の貸与者の返還免除に当たっては、貸与期間の1.5倍の期間、県内の町村部を含む自治体医療機関等に勤務することを要件としているが、特に医師の不足感が強い町村部の医療機関での勤務をより一層促進するため、平成28年度の特別枠の貸与者から、町村部の医療機関で2年間、勤務することを返還免除の要件とする規定の改正を行った。

学医学部医学科生は155名となっており、これらの貸与者に今後、県内の医療機関で勤務するよう働きかけを行っていくことにより、今後の医師不足の解消につながっていくものと考えている。



ウ) 修学資金とは別の、魅力ある医師不足解消対策が必要と考えるが県の見解は！

県では、弘前大学医師修学資金制度のほかにも、深刻な医師不足を解消するための様々な取組を実施してきた。主な取る取組としては、

- ①医師の魅力を紹介し、医師を志す高校生等を支えるための取組として、病院内を見学したり、実際に検査機器に触れたりする経験事業や青森県で働く医師による講演会の開催。
- ②本県の臨床研修の質を高めるための取組として、「臨床研修医セミナーの開催」や「臨床研修医ワークショップの実施」
- ③へき地等で活躍する総合診療医を育成するための取組として、「弘前大学への寄附講座の設置」
- ④地域医療を志向する若手医師や県外からのU1Jターン医師が安心して勤務できるよう県職員として採用し、へき地で活躍する仕組みづくり

その結果、平成27年度の医学部合格者数は、平成18年度以前に比べ、ほぼ倍増となる84名に、平成28年度の臨床研修医採用数は、過去2番目に多い83名、また、平成17年度以降、県外から本県へ招聘した医師は延べ40名を数えるなど、取組の成果が現れているものと考えている。

デーリー東北

2016年(平成28年) 11月18日(金) 12頁 20161118 日経

学校施設整備の財源確保など要望
文書提出に青森県議会
青森県議会(11月17日開会)は17日、学校施設整備に必要となる財源確保や、職員給与の引き上げ、職員の確保などについて、文書提出を求めた。議案は「文書提出事項」(1)として、(1)学校施設整備に必要となる財源確保、(2)職員の確保、(3)職員の確保について、文書提出を求めた。



青森県立総合教育センターの施設整備に必要となる財源確保や、職員給与の引き上げ、職員の確保などについて、文書提出を求めた。議案は「文書提出事項」(1)として、(1)学校施設整備に必要となる財源確保、(2)職員の確保、(3)職員の確保について、文書提出を求めた。



イ) これまでの実績によって、医師不足の解消傾向は見られているのか！

県内の医療施設従事医師数を平成16年12月と平成26年12月とで比較すると、2,381名から2,553名と172名の増加、人口10万人当たりの医師数は164.0名から193.3名と29.3名の増加、全国順位ではワースト4位からワースト7位と改善しているが、医師不足は依然として深刻な状況が続いている。

弘前大学医師修学資金の取組は、弘前大学が設定する大規模な地域枠と相まって、医師不足の改善に一定の貢献をしたものと考えている。

また、現在、本修学資金の貸与を受けている弘前大

2016年(平成28年) 12月7日 水曜日



がん対策条例案可決 県議会

青森県は7日の本会議で、がん対策条例案を可決した。がん対策条例案は、がん対策推進協議会が策定した。がん対策推進協議会が策定した。がん対策推進協議会が策定した。がん対策推進協議会が策定した。

政経往来



7日の県議会本会議で可決されたがん対策条例案について、がん対策推進協議会が策定した。がん対策推進協議会が策定した。がん対策推進協議会が策定した。

青森県がん対策推進条例可決

短命県返上！「健康青森県」安心「むつ下北」を目指して！

平成28年12月6日、青森県議会 第288回定例会本会議において、県議会全会派連名で提出した「青森県がん対策推進条例案」が可決した。

とりまとめたのは、「がん対策条例ワーキンググループ」。座長は菊池憲太郎県議会議員。本会議場において提案説明をした。

がん対策推進強化・始動



提案理由

県は、がん対策基本法に基づき、「青森県がん対策推進計画」、「第二期青森県がん対策推進計画」を策定し、生活習慣の改善によるがんの予防、がん検診の受診率向上による早期発見、がん診察体制の充実強化等がん対策に係る取組を推進してきた。

しかし、平成17年から平成26年までの10年間、がんの死亡率の改善率が5.0%で全国最下位という厳しい事実が明らかとなった。

正に、がんは短命県返上を目指す本県にとって最大の脅威であり、その克服に向け、対策の更なる強化、加速化が必要であることから、議会基本条例に基づき対策立案・提言を行う責務を有する議会として条例を制定する必要があるとの結論に達したものである。

がんの克服なくして、県民の健康寿命の延伸なし！

◆ 青森県がん対策推進条例抜粋、条例は、全5章、18条から成る。

◆ 三つの基本理念

(基本理念)

第2条 がん対策の推進は、次に掲げる事項を旨としておこなわれなければならない。

- 一 がん克服を目指し、がんに関する専門的、学術的又は総合的な研究を促進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくがん医療（がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）第2条第2号に規定するがん医療をいう。以下同じ。）を受けられることができるようにすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分に尊重してがんの治療方法等が選択できるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

◆ 県民の責務。県民自ら、生活習慣が健康に及ぼす影響を正しく認識し、がんの予防のため努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、喫煙（受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

◆ 事業者に対して、労働者へのがん検診の受診勧奨等、労働者の健康の保護増進の措置を講ずるよう努めるべきとしている。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、労働者に対するがん検診の受診の勧奨をその他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるよう努めなければならない。
2 事業者は、労働者又はその家族がんに罹患した場合には、がんに

罹患した労働者が治療を受け、若しくは療養し、又は労働者ががんに罹患した家族を看護し、若しくは介護することができるように就労環境の整備に努めなければならない。

◆ がんの予防及び早期発見のために県が講ずるべき基本的施策を定めた。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第10条 県は、次に掲げるがんの予防及び早期発見の推進のために、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣（以下「生活習慣」という。）及び生活環境が健康に及ぼす影響についての、県民の関心と理解を深めるため学習の機会の提供、広報活動の充実その他のがんの予防の推進のために必要な施策
- 二 がん検診の方法等の検討、がん検診の評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保、その他のがん診療の質の向上を図るために必要な施策
- 三 がん検診に関する広報活動の充実、その他のがん検診の受診率向上を図るために必要な施策
- 四 事業者が行う労働者に対するがん検診の受診の勧奨、医師・看護師又は保健師による保健指導その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策
- 五 学校その他の教育機関において、児童及び生徒がんに関する正しい知識並びに生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響について理解と関心を深めるために必要な施策

◆ その他

- ・第11条 がん患者が居住地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- ・第13条 公共施設の管理者及び事業者に対して、受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮すべき旨を定める
- ・第16条 がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、県を含め市町村・県民・医療関係者・事業者等がそれぞれの役割に応じた取組を進め、相互に連携していく。

発行者 菊池憲太郎 事務所

〒035-0021 むつ市田名部品ノ木 34-68

TEL 0175-33-8544 FAX 0175-23-3339